

道有林における令和元年度狩猟期間の対応について

令和元年7月29日
北 海 道

1 趣旨

- 昨年11月のエゾシカ狩猟者の誤射による国有林職員の死亡事故を受け、道有林においては、安全確保を最優先とし、本年1月15日から3月31日までの間、主に森林内で業務が行われている平日のみを入林禁止としたところ です。
- 北海道猟友会では、今回の事故原因が狩猟者による基本的な安全確認が不十分であったこと等を踏まえ、銃猟経験の浅い会員等を対象とした実猟研修を行うこととしてしていますが、当該研修を令和元年度狩猟期間に実施するとしており、再発防止の取組は未だ途上にあります。
- このような状況を踏まえ、道有林における令和元年度の狩猟期間については、北海道森林管理局、北海道猟友会と連携し、次のとおり入林規制などの銃猟安全対策に徹底して取り組むとともに、エゾシカ対策を推進していきます。

2 道有林における令和元年度狩猟期間の対応

(1) 狩猟者（銃猟）の入林規制について

- ① 民間実施を含む各種森林作業が広く見込まれる平日については、安全確保を最優先とするため、次の場合を除き銃猟を禁止します。
 - 市町村の管理下で行われる有害鳥獣捕獲等
 - 安全狩猟モデル地区（下記(2)の①参照）
 - 北海道猟友会等により実施する実猟研修
- ② 土曜・日曜・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）（以下「休日等」という。）の一般銃猟は可。ただし、休日等においても、ハイキング等の一般入林や民間事業者等による事業が見込まれる区域は一般銃猟を禁止します。
- ③ 北海道胆振東部地震の影響により、林地の崩壊が多数発生していることから、胆振管理区の一部（安平町、厚真町、むかわ町）の道有林への入林は、当分の間、禁止しています。

(2) 安全な狩猟とエゾシカ捕獲の推進

- ① 新たに上川南部管理区（上川町など）、十勝管理区（浦幌町など）に安全狩猟モデル地区を設定し、国有林や振興局、猟友会支部等の地域の関係者が連携して安全対策の効果や課題を検証します。
 - ※モデル地区内では平日の一般銃猟を可としますが、具体的な入林手続き等の詳細については、後日、道のホームページ等でお知らせします。
- ② 現地において、狩猟者が現在地や可猟エリアと禁止エリアを認識しやすくするよう林道等に標識を設置します。
- ③ 森林管理者自らが行うエゾシカ捕獲として、厳重な安全管理の下、車両で移動しながら個体数調整を行うモバイルカリング及び囲いワナの設置を引き続き実施します。
- ④ 狩猟者が通行できる開放林道や狩猟通行路線（※）を設定するとともに、冬期間の除雪体制を図るなど、狩猟者が捕獲しやすい環境整備を図ります。
 - ※狩猟期間中の土曜・日曜・祝日及び年末年始に限り、狩猟を目的とした車両の通行を認めている路線。

3 道民の皆様の入林について

道有林では、従来から事故防止のため、狩猟期間中は一般の方々の入林を控えていただくようお願いしているところですが、令和元年度狩猟期間においても道民の皆様には引き続き同様の対応をお願いします。

【お問い合わせ先】

北海道水産林務部森林環境局道有林課
道有林管理グループ
担当者：山本、河本
ダイヤルイン：011-204-5519
FAX 番号：011-232-4142